

愛知中部水道企業団 監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、実施した財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和4年2月25日

愛知中部水道企業団

監査委員 都 築 一 浩

監査委員 大橋 ゆうすけ

- | | |
|-------------|--|
| 1 監 査 期 日 | 令和4年2月25日 |
| 2 監 査 の 重 点 | 財政援助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているかについて、適正かつ効率的な運営がされているかを重点に監査を実施した。 |
| 3 監 査 の 方 法 | (一財)愛知中部水道企業団水道サービス協会補助金事業に関する書類の提出を求め、質問を加えながら実施した。 |
| 4 出席を求めた職員 | (一財)愛知中部水道企業団水道サービス協会事務局長 次長
管理課長 |
| 5 監査実施事項 | (一財)愛知中部水道企業団水道サービス協会補助金事業 |
| 6 監 査 の 結 果 | 監査を実施した事項は適切に処理されており、事務の執行状況は良好なものと認める。 |